

静岡県母性衛生学会規約

メタデータ	言語: jpn 出版者: 静岡県母性衛生学会 公開日: 2023-03-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10271/00004324

静岡県母性衛生学会規約

第1章 総 則

第1条 本会は静岡県母性衛生学会と称す。

第2条 本会の事務所は、静岡市葵区鷹匠3丁目6-3静岡県医師会館内におく。

第2章 目 的

第3条 本会は日本母性衛生学会の趣旨に則り妊婦、産婦、授乳婦の保健並びに女性全般の健康を守り、母性保健に関する研究、知識の普及及び関連事業の発展を図り、以て人類の福祉に寄与することを目的とする。

第4条 本会は会員相互の親睦を図り、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 母性衛生に関する調査研究
- (2) 学術講演会の開催
- (3) 母性保健事業に対する学術並びに技術的援助
- (4) 日本母性衛生学会との連携業務
- (5) その他必要と認める事業

第3章 会 員

第5条 本会の会員は本会の趣旨に賛同し、所定の手続きを経て入会した者とする。

第6条 本会に入会しようとする者は、住所、勤務先、職名、氏名を記し、会費を添えて本会事務所へ申込む、会員の登録は理事会の承認を得て行われる。

第7条 会費は年会費を納入するものとする。その額は年額2,000円とする。

第4章 役 員 等

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 3名

議長・副議長 各1名

理 事 若干名

監 事 2名

上に定めるもののほか、名誉会員および顧問若干名をおくことができる。

第8条の2 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長および副会長は理事会の推薦により総会の承認を得て選任する。
- (2) 議長および副議長は理事会の推薦により総会の承認を得て選任する。
- (3) 理事及び監事は総会において会員の中から選任する。
- (4) 顧問は理事会の推薦により委嘱する。

第9条 役員職務は下のとおりとする。

- (1) 会長は会を代表し、会務を総理する。
会長に事故あるときは会長の定める副会長がこれを代行する。
- (2) 議長は総会の議事進行を遂行する。

議長に事故あるときは副議長がこれを代行する。

- (3) 理事は重要会務を審議、議決し、会務を分掌する。
- (4) 監事は会務を監査する。
- (5) 顧問は会長の諮問に応ずる。

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員を生じたときは理事会に於いてこれを補充し、次期総会において承認を求むるものとする。

第11条 本会の会務を処理するため、幹事をおくことができる。幹事は会員の中から会長の委嘱を受け、常任理事を助けて会務を分掌する。

第5章 会 議

第12条 本会の会議は総会および理事会とする。

2. 総会は会長が招集し、毎年1回開催する。

ただし、会長が特に必要と認めたととき、理事又は会員の過半数が希望した場合には臨時総会を召集することができる。

3. 会長は必要に応じて理事会を開催する。

第6章 学 術 集 会

第13条 学術集会は年1回開催するものとする。

2. 会長は別に学術集会長を委嘱することができる。

学術集会長の任期は原則として1年間とする。

第7章 会 計

第14条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとし、会費は年度内に本会の事務所に納付するものとする。

第15条 本会の経費は会費及び助成金、寄付金ならびにその他の収入をもってこれに充てる。

第8章 規 約 の 変 更

第16条 本会の規約を変更する場合は総会の決議によるものとする。

付 則

(施行期日)

1. 本規約は昭和62年5月16日をもって実施する。
2. 本規約は平成14年4月1日に一部変更しその日より施行し、昭和62年5月16日の規約は廃止する。
3. 平成20年7月5日をもって年会費を2,000円に変更する。
4. 本規約は平成23年9月4日に一部変更しその日より施行し、平成14年4月1日の規約は廃止する。
5. 本規約は平成24年9月2日に一部変更しその日より施行し、平成23年9月4日の規約は廃止する。